

国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」に伴う

ガス料金・電気料金の値引きについて

平素より西武ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金（以下、本事業）」について、2025 年 8 月検針分から 2025 年 10 月検針分（2025 年 7 月使用分から 2025 年 9 月使用分）の都市ガス料金・電気料金の値引きを行います。なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

1. 値引き単価（政府補助金単価）および適用月

（税込み）

下表の金額をお客さまの都市ガス料金・電気料金から値引きいたします。

年月（検針月）		2025 年		
		8 月検針分 (7 月使用分)	9 月検針分 (8 月使用分)	10 月検針分 (9 月使用分)
ガス料金(1m ³ あたり)		8.0 円	10.0 円	8.0 円
電気料金 (1kWh あたり)	低圧	2.0 円	2.4 円	2.0 円
	高圧	1.0 円	1.2 円	1.0 円

（対象外となるお客さま）

- ・ ガス料金：年間契約量が 1,000 万 m³ 以上のお客さま、発電事業を営むお客さま（売電分）、LP ガスをご利用のお客さま。
- ・ 電気料金：特別高圧電気をご契約のお客さま。

※上記の電気料金（低圧）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用します。（例：2025 年 7 月 1 日需給開始、2025 年 7 月 10 日検針の場合、その電気料金には 2.0 円/kWh の値引きを適用）

2. 標準家庭における影響額

（税込み）

	2025 年 8 月・10 月検針分	2025 年 9 月検針分
ガス料金	8.0 円×30m ³ = 240 円	10.0 円×30m ³ = 300 円
電気料金(低圧)	2.0 円×400 kWh = 800 円	2.4 円×400 kWh = 960 円

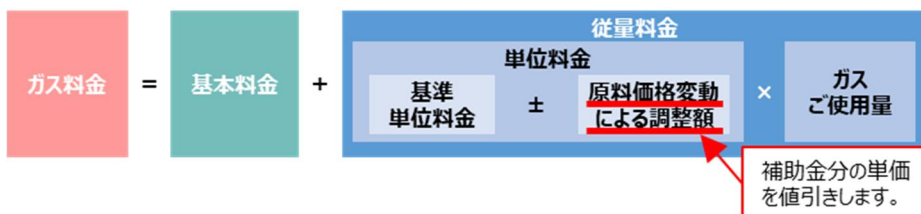
※上記は、月あたりガス使用量 30m³、電気使用量 400kWh の場合の計算例です。

※実際のお客さまへの値引き額は、上記にならない「値引き単価」×「ご使用量」にて計算できます。

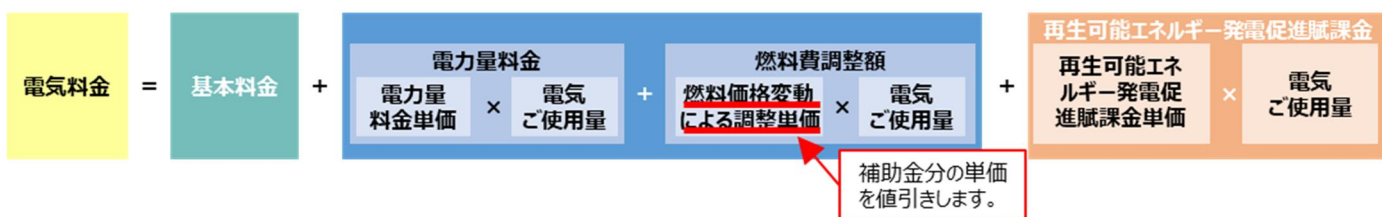
3. 補助金を適用した値引きの方法（算定式）

ガスは、単位料金を算定する際の「原料価格変動額による調整額」から補助金分を差し引いております。電気は、燃料費調整額を算定する際の「燃料価格変動による調整単価」から補助金分を差し引いております。

<ガス料金の補助金適用イメージ>



<電気料金の補助金適用イメージ>



4. 値引き額の確認方法

検針票やポータルサイト『My 西武ガス』には、補助金分を予め値引きした単価にて算定した料金を掲載いたします。補助金分として値引きした金額は「補助金による値引き単価」×「ご使用量」にて計算できます。

<検針票への記載イメージ(ガスの場合)>

検針月をご確認いただけます。

ご使用量をご確認いただけます。

補助金分を値引きした単位料金を記載します。

補助金による値引き単価等を記載します。

※ガスは、「従量料金」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

<毎月適用する単価のお知らせ>

補助金適用前後の調整単価は、当社または東京ガスホームページで公表する予定です。

当社・東京ガスホームページ

- ・ ガス料金の調整単価：下記 URL の「一般ガス料金表」
<https://seibugas.com/wp/>
- ・ 電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」（東京ガスのホームページにリンクします）
https://home.tokyo-gas.co.jp/gas_power/plan/power/price.html#nenryouhi_cyousei_seido

5. 本事業に関するお問い合わせ先

問い合わせ先	連絡先	受付時間
経済産業省	電気・ガス料金支援 お問い合わせ窓口 0120-013-305	平日：9:00～17:00

※事業概要は、以下のページよりご確認ください。

経済産業省 HP：<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

※本事業による値引きを受けるにあたってのお客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

6. その他の留意事項

<ガス料金と電気料金の適用月について>

ガス・電気ともに当社とご契約のお客さまにおいては、検針のタイミングが異なることにより、ガス料金と電気料金で、値引きが開始される請求月に差が生じる場合があります。（値引きが終了する請求月にも同じ差が生じますので、どのお客さまにも同じ月数の値引きを適用いたします）

お客さまの検針月は、検針票やポータルサイト『My 西武ガス』よりご確認ください。

（例）ガス料金 2025 年 8 月検針分と電気料金 2025 年 7 月検針分を 2025 年 8 月に請求する場合

⇒2025 年 8 月請求分では、ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、電気料金には適用されていません。電気料金には 2025 年 9 月請求分（8 月検針分）以降、値引きが適用されます。

	2025年6月	2025年7月	2025年8月
ガス		検針日★	検針日★ → 請求
電気	検針日★	検針日★	→ 請求

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

※ お客様が本事業による値引きをお客さまが受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■ 当社窓口：042-973-2768 受付時間：9:00～17:00

（土・日・祝日・年末年始（12月30日～1月5日）を除く）

以上